11　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

12　第1項から第10項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第92条　第3章第1節及び第87条第3項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2　第4章第1節第2款及び第87条第9項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

第96条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第15条第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。）、第56条第1項（第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。）、第63条第1項若しくは第87条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。